保険業法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

国事行為臨時代行名

平成二十四年三月三十一日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第百十二号

保険業法施行令の一部を改正する政令

内閣は、保険業法（平成七年法律第百五号）附則第一条の二の十四第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）の一部を次のように改正する。

附則第八条の五各号中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　野田　佳彦

財務大臣　安住　淳

児童手当法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

国事行為臨時代行名

平成二十四年三月三十一日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第百十三号

児童手当法施行令の一部を改正する政令

内閣は、児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）の施行に伴い、並びに同法附則第三十八条並びに児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第五条第一項、第十七条第一項（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）、第二十二条の四第一項（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）並びに附則第二条第三項、第四項及び第六項の規定に基づき、この政令を制定する。

児童手当法施行令（昭和四十六年政令第二百八十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「四百六十万円」を「六百二十二万円」に改める。

第四条第一項中「同項第二号」の下に「又は第四号の二」を加える。

第九条の次に次の一条を加える。

（保育料の特別徴収）

第九条の二　法第二十二条の四第一項の規定により徴収することができる法第二十二条の三第一項に規定する保育料（以下この条において「保育料」という。）は、次の各号に掲げる児童手当の区分に応じ、当該各号に定める年度において行われる保育に係る保育料とする。

一　毎年四月から翌年一月までの月分の児童手当　当該児童手当の支払期月の属する年度

二　毎年二月及び三月の月分の児童手当　当該児童手当の支払期月の属する年度の前年度

第十条（見出しを含む。）中「附則第六条第二項」を「附則第二条第三項」に改め、同条の表を次のように改める。

第七条第一項	第四条第一項第一号から第三号までに係るものに限る。以下「一般受給資格者	以下「特例給付受給資格者
第八条第一項	一般受給資格者及び施設等受給資格者（以下「受給資格者」という。）	特例給付受給資格者
第八条第二項及び第三項、第十条、第二十二条の二第一項、第二十二条の三の前の見出し、同条、第二十二条の四第一項、第二十七条第一項並びに第二十八条	受給資格者	特例給付受給資格者
第十二条第一項	一般受給資格者	特例給付受給資格者
第十七条第一項	である一般受給資格者	である特例給付受給資格者
	この章	附則第二条第三項において準用するこの章
第二十二条第一項、第二十三条第一項及び第三項並びに第二十五条	拠出金その他	附則第二条第三項において準用する
第二十六条第一項	一般受給資格者（個人である場合に限る。）	特例給付受給資格者

第十一条を次のように改める。

（準用）

第十一条　第四条、第五条及び第九条の二の規定は、法附則第二条第一項の給付について準用する。

第十二条の見出し中「附則第六条第三項」を「附則第二条第四項」に改め、同条第一項中「附則第六条第三項」を「附則第二条第四項」に改め、同項第一号中「、第百十三条第四項及び第百十八条」を「及び第百十三条第四項」に改め、同項第三号を削り、同項第二号中「及び第十六条」を削り、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第十条第十五号

第十二条第二項中「附則第六条第三項」を「附則第二条第四項」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「附則第六条第二項」を「附則第二条第三項」に、「とする」を「と、「同条第二項」とあるのは「同法第七条第二項」とする」に改める。

第十三条の見出しを「（法附則第二条第一項の給付についての予算決算及び会計令等の適用）」に改め、同条第一項中「附則第六条第一項」を「附則第二条第一項」に改め、同項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号中「及び第十七条」を削り、同号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とする。

第十三条第二項中「、予算決算及び会計令第五十一条第七号の四の規定の適用については、同号中「児童手当法第二十条第二項」とあるのは「児童手当法第二十条第二項（同法附則第六条第二項において準用する場合を含む。）」とし」を削り、「児童手当法第七条」を「第七条（同法附則第二条第三項」に改める。